



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

996	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
997	〃	(〃).....	1
998	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	(〃).....	2
999	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	2
1000	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
1001	〃	(〃).....	5
1002	〃	(〃).....	5
1003	〃	(〃).....	6
1004	〃	(〃).....	6
1005	〃	(〃).....	7
1006	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	7

○ 人事委員会告示

14	令和3年度和歌山県職員採用I種試験(技術職追加募集)の実施	7
----	-------------------------------	-------	---

○ 公安委員会告示

51	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	10
----	---------------------	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

52	政治団体の届出事項の異動の届出	11
----	-----------------	-------	----

○ 諸報

	和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	11
--	---------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第996号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011310202	就労継続支援B型ポケットファクトリー四邑	伊都郡かつらぎ町御所8-2	就労継続支援B型	有限会社倅譲会	伊都郡かつらぎ町笠田東487-1	令和3.9.30

和歌山県告示第997号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410 316	ケアセンターハ マユウ	西牟婁郡白浜町941 -1	居宅介護 重度訪問介護	株式会社シー ヒューマン	大阪府大阪市天王 寺区上本町6-2-26	令和 3.9.30

和歌山県告示第998号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第51条の規定に基づき公示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	取消年月日
3011400 425	英共同作業所	海南市岡田21番地	就労継続支援A型 就労継続支援B型	株式会社MIN	海南市岡田21番地	令和 3.10.1

和歌山県告示第999号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「5MEO-SIXTEEN」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「ギメ鬼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「媚」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「LOVE RASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「霸王」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「虜」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (7) 次の写真を付して、「MAXトコロテン」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「一心不乱」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「power BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (10) 次の写真を付して、「XPX-GAMMA」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「BIG HIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「極マゾヒスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真を付して、「zombie (ゾンビ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「メスイキ狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「King Drop VIP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「トランス淫媚」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真を付して、「crazy speed (クレスピ)」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真を付して、「HOT GUN (ホットガン)」の名称で販売される製品であって、その内容物が

植物片のもの。

- (19) 次の写真に示すとおり、「Tattoo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「フィスト X」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「濡姦」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「DRAGON SPEED」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「ドライオーガズム狂」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真を付して、「Effect Gold (エフェクト ゴールド)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「男娼」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「SUPER SONIC」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真を付して、「Real Fighter (リアルファイター)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「モロ感」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「TOKYO420アロマ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真を付して、「FREAKY LV14」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「Hyper Spice Combo」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「Loveshore Surf 3」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真を付して、「Jackknife Voltage」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「ENMA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (35) 次の写真を付して、「alice」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「白鯨」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Fairy Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真を付して、「Freedom junk mood」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (39) 次の写真を付して、「SENZU」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「Deep Emerald Again」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真を付して、「God's Realm」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「Diamante GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「Cum Again」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真を付して、「馬濤 UMANAMI」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真を付して、「最新香玉 Smart SEX BOM」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (46) 次の写真を付して、「Frozen Crusher」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真を付して、「Spiral SPIN」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (48) 次の写真に示すとおり、「Intelligent Hi」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真を付して、「Super sexual TRIX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (50) 次の写真を付して、「Pineapple GO」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (51) 次の写真を付して、「Endless Peak」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (52) 次の写真を付して、「B.F 2X for Imperial」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真を付して、「Miracle Romance Milky」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Alterna D.N.A」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真を付して、「UHAAA!!2021」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (56) 次の写真を付して、「参代目 TAKO 仏恥義理」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (57) 次の写真を付して、「IMPERIAL IX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真を付して、「ICE Breez classic」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (59) 次の写真を付して、「Starlight original」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (60) 次の写真を付して、「Chill Boy」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (61) 次の写真を付して、「Wetty GIRL」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「Melty Time」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真を付して、「Surf Rider」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (64) 次の写真を付して、「SEXUAL COMBAT」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (65) 次の写真を付して、「Pani Panic」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真を付して、「MECHANICAL 66」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (67) 次の写真を付して、「Secret Kiss」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「STRONG SPIRIT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「Omega matrix W shot」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「HYPER Cosmo RED ROSE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (71) 次の写真を付して、「SUPER Nova」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「ORGASM the TROPICAL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和3年10月5日

和歌山県告示第1000号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1001号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1002号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1003号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1004号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1005号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1006号

令和3年和歌山県告示第894号（以下「告示第894号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
有限会社岩崎金治郎商店
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第894号のとおり

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第14号

令和3年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）を次の要綱により実施する。

令和3年10月5日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和3年度和歌山県職員採用I種試験（技術職追加募集）要綱

- 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
総合土木職	4人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務
建築職	1人程度	知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

イ 平成12年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和4年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和3年11月27日（土）	和歌山市	令和3年12月15日（水）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和4年1月12日（水）	和歌山市	令和4年1月21日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 （択一式）	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験。 40題を全問必須解答とする。	2時間
	専門試験 （択一式）	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験。 〈総合土木職〉 40題を全問必須解答とする。 〈建築職〉 30題を全問必須解答とする。	2時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	面接試験	1,400点	人物、能力、性格等についての個別面接	

(1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。

(2) 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

(3) 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

試験区分	出題分野
総合土木職	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工、農業水利、土地改良、農業土木構造物等
建築職	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工等

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和3年度和歌山県職員採用I種（総合土木職、建築職）試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和3年10月5日（火）午前10時から同年11月1日（月）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の交付

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和4年4月1日に採用される。

(2) 採用時の給料月額は、188,700円（令和3年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5（3）の受験票等の交付の手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間

第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第51号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和3年10月5日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和3年11月17日（水）から同月19日（金）まで、同月22日（月）及び同月24日（水）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和3年10月18日（月）から同月25日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書(申請場所で所定の用紙を交付する。)

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係(電話073-473-0110 内線364)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年10月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党日置川支部	森田清郎	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町日置525番地	西牟婁郡白浜町日置494番地	令和3.7.26
		代表者	森田清郎	廣本正道	令和3.7.26
		会計責任者	小森一典	三倉健嗣	令和3.7.26

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
片桐章浩後援会	角田幸嗣	代表者	角田幸嗣	保江和啓	令和3.8.19
		会計責任者	池田宗浩	出羽泰久	令和3.8.19
長背まもる後援会	交田恵司	代表者	交田恵司	阪田洋好	令和3.8.29
松畑ふかし後援会	山本浩二	主たる事務所の所在地	新宮市徐福1-1-10	新宮市井の沢5-18	令和3.9.1

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年10月26日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年10月5日

和歌山県収用委員会会長 石倉 誠也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

令和3年9月24日付け2和収第02180001号「更正決定書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

アキコイズミ 住所不明

濱田賢二 住所不明

貴多勝吉 住所不明